

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、
翌日の翌日)

目次

- ◇規則 職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則
- ◇告示 町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 都市計画事業の認可
- 土地区画整理法による換地処分
- 昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公 告 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

規 則

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則(昭和三十九年一月鳥取県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三号を次のように改める。

三 職場適応訓練生が中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)第十二条の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合又は同法第十六条第三項の規定に基づき公共職業安定所長が指示の変更をした場合

第十二条に次の一号を加える。

四 職場適応訓練生が中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者以外の者であるときは、公共職業安定所長が当該職場適応訓練の受講の指示を取り消し、又は変更した場合

様式第一号中

職業安定法第27条第1項
雇用対策法施行規則第2条第3項、第4条第5号

を

雇用対策法施行規則第2条第2項第1号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8項、第6条の5第1号	に改める。
---	-------

様式第二号中

通勤、宿舍の別	通勤	宿舍(宿舍の状況)
---------	----	-----------

を

通勤、宿舍の別	通勤	寄宿(寄宿の状況)
に改める。		

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和四十六年五月十一日現在の地番による。）
大杵字下岨岨裏	大杵字下岨岨裏の全域、大杵字中岨岨裏の全域、大杵字奥岨岨裏の全域、大杵字大谷四〇二ノ二、四〇六ノ一、四〇七ノ一、四〇七ノ三、四〇八ノ一、四〇八ノ三、四〇八ノ四、四〇九、四八四ノ五及びこれらと一体をなす 国有地、大杵字奥大谷のうち四二〇、四二五、四一六ノ一、四二六ノ二、四三四、四三七、 ^{四三八} 四四二、 ^{四四二} 四四四、 ^{四四四} 四四六、 ^{四四六} 四四八 （三）合併、四三九、四四〇、四四一、四四七かう四四八 （五）合併、四八一から四八一ノ二まで及びこれらと一体をなす

大杵字 大谷	大杵字大谷のうち四〇二ノ二、四〇六ノ一、四〇七ノ一、四〇七ノ三、四〇八ノ一、四〇八ノ三、四〇八ノ四、四〇九、四八四ノ五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大杵字 奥大谷	大杵字奥大谷四二〇、四二五、四二六ノ一、四二六ノ二、四三四、四三七、 ^{四三八} 四四二、 ^{四四二} 四四四、 ^{四四四} 四四六、 ^{四四六} 四四八、 ^{四四八} 四四九、 ^{四四九} 四五〇、 ^{四五〇} 四五一、 ^{四五一} 四五七から四八四まで、四八一から四八一ノ二まで及びこれらと一体をなす国有地
東今在家字 ゴツソリ	東今在家字ゴツソリのうち二〇四ノ一、二〇四ノ二、二〇五、二〇七、二〇七ノ一、二〇八ノ一、二〇八ノ二、四一二、四一三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
廃止する字の名称	大杵字中岨岨裏及び大杵字奥岨岨裏

鳥取県告示第百十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十七年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十七年二月二十八日	阿 部 医 院	米子市角盤町二丁目

鳥取県告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取下水道

三 事業施行期間

昭和四十七年二月十八日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

鳥取市立川町四丁目、五丁目、吉方、吉方温泉四丁目、東品治町、今町二丁目、南町、行徳、西品治、相生町四丁目、寿町、新品治町、薬師町、江津、秋里、松並町一丁目、二丁目、三丁目、青葉町一丁目、二丁目、三丁目、田園町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、田島、古市、富安、新、大杓、卯垣、岩倉、滝山及び吉成地内

鳥取県告示第百十七号

鳥取市面影団地土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十七年二月二日換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十七年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百十八号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号（鳥取県収納代理金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十七年四月一日から施行する。

昭和四十七年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社扶桑相互銀行浜坂支店 兵庫県美方郡浜坂町浜坂 株式会社

「株式会社扶桑相互銀行浜坂支店」兵庫県美方郡浜坂町浜坂 株式会社山陰合同銀行鳥取支店

鳥取信用金庫本店 鳥取市栄町 株式会社山陰合同銀行鳥取支店

鳥取信用金庫若桜支店 八頭郡若桜町若桜 株式会社山陰合同銀行那家支店

鳥取信用金庫智頭支店 八頭郡智頭町智頭 株式会社山陰合同銀行智頭支店

鳥取信用金庫鳥取東支店 鳥取市吉方二丁目 株式会社山陰合同銀行鳥取支店

鳥取信用金庫鳥取西支店 鳥取市川端四丁目 株式会社山陰合同銀行鳥取支店

鳥取信用金庫本町支店 鳥取市本町一丁目 株式会社山陰合同銀行鳥取支店

鳥取信用金庫岩美支店 岩美郡岩美町浦富 株式会社山陰合同銀行岩美支店

鳥取信用金庫気高支店 気高郡気高町勝見 株式会社山陰合同銀行浜村支店

鳥取信用金庫鳥取北支店 鳥取市田園町四丁目 株式会社山陰合同銀行鳥取支店

鳥取信用金庫鳥取南支店 鳥取市富安 株式会社山陰合同銀行鳥取支店

倉吉信用金庫本店 倉吉市大正町 株式会社山陰合同銀行倉吉支店

倉吉信用金庫浦安支店 東伯郡東伯町浦安 株式会社山陰合同銀行浦安支店

倉吉信用金庫東支店 倉吉市宮川町 株式会社山陰合同銀行倉吉支店

倉吉信用金庫由良支店 東伯郡大栄町由良宿 株式会社山陰合同銀行由良支店

倉吉信用金庫松崎支店 東伯郡東郷町旭 株式会社山陰合同銀行松崎支店

倉吉信用金庫上井支店 倉吉市上井町二丁目 株式会社山陰合同銀行上井支店

倉吉信用金庫羽合支店 東伯郡羽合町田後 株式会社山陰合同銀行上井支店

米子信用金庫本店 米子市東福原 株式会社山陰合同銀行米子支店

米子信用金庫本町支店 米子市東福原町 株式会社山陰合同銀行米子支店

米子信用金庫東支店 米子市博労町一丁目 株式会社山陰合同銀行米子支店

米子信用金庫西支店 米子市角盤町四丁目 株式会社山陰合同銀行米子支店

米子信用金庫駅前支店 米子市茶町 株式会社山陰合同銀行米子支店

米子信用金庫皆生支店 米子市皆生 株式会社山陰合同銀行米子支店

に改める。

選挙管理委員会告示

米子信用金庫境支店
 米子信用金庫淀江支店
 米子信用金庫御来屋支店
 米子信用金庫溝口支店
 米子信用金庫八橋支店
 米子信用金庫赤碕支店

境港市松ヶ枝町
 西伯郡淀江町淀江
 西伯郡名和町御来屋
 日野郡溝口町溝口
 東伯郡東伯町八橋
 東伯郡赤碕町

株式会社山陰合同銀行境支店
 株式会社山陰合同銀行淀江支店
 株式会社山陰合同銀行御来屋支店
 株式会社山陰合同銀行米子支店溝口出張所
 株式会社山陰合同銀行浦安支店
 株式会社山陰合同銀行赤碕支店

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

昭和四十七年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十七年二月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十七年二月二十三日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 不在者投票管理者をおくことのできる病院の指定について

公 告

銃砲刃剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催す

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和47年3月9日 午後1時から	鳥取警察署会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
昭和47年3月16日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1 時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を 1 時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の 5 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

(1) 筆記用具

(2) 猟銃等講習会開催手数料の額 (500 円) に相当する鳥取県収入証紙

(3) 印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】